

令和4年10月施行版  
 介護予防・日常生活支援総合事業 訪問型サービス報酬単価(概要版)

◆1単位の単価(6級地)

訪問	10.42円
----	--------

■ 訪問型サービス(国基準)

○基本報酬

サービス区分		単位数
訪問Ⅰ (週1回程度の利用)	回数	268
	月額	1,176
	日割	39
訪問Ⅱ (週2回程度の利用)	回数	272
	月額	2,349
	日割	77
訪問Ⅲ (週2回程度を超える利用)	回数	287
	月額	3,727
	日割	123

○加算

加算区分	単位数	算定方法
初回加算	200	
生活機能向上加算(Ⅰ)	100	
生活機能向上加算(Ⅱ)	200	
同一建物減算		所定単位数の 10% 減算
介護職員処遇改善加算(Ⅰ)		(1)所定単位数の 137/1000
介護職員処遇改善加算(Ⅱ)		(2)所定単位数の 100/1000
介護職員処遇改善加算(Ⅲ)		(3)所定単位数の 55/1000
介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)		(1)所定単位数の 63/1000
介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ)		(2)所定単位数の 42/1000
介護職員等ベースアップ等支援加算		所定単位数の 24/1000

■ 訪問型サービス(サービスA)

○基本報酬

サービス区分		単位数
訪問Ⅰ (週1回程度の利用)	回数	259
	月額	1,136
	日割	37
訪問Ⅱ (週2回程度の利用)	回数	262
	月額	2,270
	日割	74
訪問Ⅲ (週2回程度を超える利用)	回数	277
	月額	3,601
	日割	118

○加算

加算区分			単位数
初回加算			200
同一建物減算	訪問Ⅰ	回数	234
		月額	1,023
		日割	34
	訪問Ⅱ	回数	236
		月額	2,043
		日割	67
	訪問Ⅲ	回数	250
		月額	3,241
		日割	107